



(公印省略)
地福第834-40号
令和8年3月9日

桐生市福祉事務所長 様
(生活保護担当課)

群馬県知事 山本 一太
(地域福祉課)

令和7年度生活保護法施行事務監査の実施結果について (通知)

このことについて、生活保護法第23条(県保健福祉事務所については地方自治法第154条)に基づき生活保護法施行事務監査を実施したところ、下記のとおり是正改善を要する事項が認められました。

つきましては、これらについて、組織として継続的な是正改善の仕組みづくりを図るとともに、期限までにその状況を報告してください。

記

1 是正改善が必要と認められる事項

別紙1(全体)、別紙2(個別ケース)、別紙3(厚労省確認監査未改善事項)及び別紙4(厚労省確認監査個別ケース未改善事項)のとおり

2 是正改善状況の報告方法

別紙1については、特に所全体として改善が必要な事項が記載されています。別紙2については、個別ケースにおいて改善が必要な事項が記載されています。いずれも文書指摘事項については「是正改善措置状況」を記載してください。

また、別紙3及び別紙4については令和7年度厚生労働省確認監査での指摘が記載されています。そのうち改善が不十分であるものについて、群馬県監査後の「是正改善措置状況」を記載してください。

なお、是正改善措置に関連した資料等がある場合には、併せて提出してください。

提出方法：下記担当あてにエクセルデータ「02-2 桐生市_R07 別紙1及び別紙2」、
「【別紙3】厚労省確認監査指摘改善状況」及び「【別紙4】厚労省確認監査指摘(個別)」をメールにて提出してください。

3 報告期限

令和8年5月11日(月)

4 その他留意事項

- ・同様の指摘を繰り返さないよう、管理職及び査察指導員は、組織的な運営管理を行ってください。
- ・報告は文書指摘事項のみになっていますが、口頭指摘事項についても、必要な是正改善措置を行ってください。
- ・次年度以降においても、是正改善措置が継続されているか確認を行います。

事務担当：地域福祉課保護係 橋本
電話番号：027-226-2521(直通)
メールアドレス：hashimoto-ka@pref.gunma.lg.jp

是正改善が必要と認められる事項

これら指摘事項について事務所として検討のうえ是正改善を図るとともに、各担当職員への周知徹底を図ってください。

【文書指摘】

1 的確な訪問調査活動の実施及び適切な援助方針の策定について

ケース検討の結果、「訪問計画に沿った訪問調査活動が実施されていない事例」、「個々の世帯員の課題に応じた具体的な援助方針が策定されていない事例」等、訪問調査活動の実施及び援助方針の策定について課題が認められた。

については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「(局)」という。）第12の1及び4に基づき、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）第1編問12-1を踏まえ、次の点に留意の上、的確な訪問調査活動の実施及び適切な援助方針の策定を行うための具体的な改善策を講じること。

- (1) 現業員は、訪問調査活動が生活保護制度を適切に実施するための基本であることを十分認識の上、訪問基準に基づいた指導援助に必要な訪問頻度の確保及び実施時期を考慮した年間訪問計画を策定し、訪問調査の実施に当たっては、訪問目的を明確にした上で、その計画に沿って確実に訪問を実施すること。
- (2) 援助方針は、要保護者に対する適切な援助を行う上で極めて重要な指針であることから、訪問調査や関係先調査によって把握した生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、現業員と査察指導員が検討の上、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。
また、訪問調査においては、常に世帯の生活実態の的確な把握に努め、世帯の状況等が変動していることを確認した場合には査察指導員と十分検討した上で、実態に即した援助方針に見直すとともに、必要に応じ訪問計画を見直すこと。
- (3) 査察指導員は、訪問実績の定期的な確認に加え、訪問終了後のケース記録の回付時期をルール化し、訪問計画に沿った訪問が実施されているか、生活実態が的確に把握されているか、訪問目的が達成されているかなどを審査すること。
また、訪問計画に沿った訪問が実施されず、指導援助が不十分となっているケースなど不適切な訪問となっている場合には、臨時訪問を指導し、確実に実施させることで生活実態の把握や必要な指導援助が十分行われるよう、訪問目的の達成という観点から現業事務を管理すること。
- (4) 所長等幹部職員は、査察指導員の現業員に対する指導状況及び現業員の訪問調査の実施状況など、現業事務が適切に実施されているか常に全容を把握し運営を管理すること。

2 課税調査の適正な実施について

今回の監査において、令和6年度における課税調査の実施状況を確認したところ、課税収入額と収入認定額の突合結果はケースワーカー及び課税調査担当のみが把握しており、査察指導員はケース記録で問題の有無を確認するのみで、突合誤りを未然に防ぐ体制が不十分であることが認められた。

課税調査の実施にあたっては、(局)第12の3に基づき、「課税調査の徹底及び早期実施について」(平成20年10月6日社援保発第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を踏まえ、次の点について適切に実施すること。

- (1) 前年中に保護を受けた全ケースの世帯員全員を対象とし、課税収入額と収入申告額の一覧表を作成する等により突合を行い、査察指導員はその結果を確認すること。
- (2) 課税収入額と収入申告額を突合した結果、不整合であったものについて、速やかにその収入について調査、確認を行うとともに、無届けの収入が継続している場合には、当該収入について遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な処理を行うこと。また、査察指導員はその進行管理を行うこと。
- (3) 所長等幹部職員は、課税調査の実施状況の全容を把握し、管理すること。

3 自動車保有ケースの適切な取扱いについて

今回の監査において、自動車保有ケースの取扱いを確認したところ、「保有を容認しているケースについて、車検証等が徴取されておらず、保有要件の確認が不十分である事例」、「保有の認否が検討されていない事例」、「処分指導の保留ケースについて、保留期間の設定がないまま、延長決定も行われずに6か月以上経過している事例」が認められた。

ついては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第3の9及び第3の9-2、第3の12に基づき、また、別冊問答集第1編第3を踏まえ、次の点に留意の上、適切に取り扱うこと。

- (1) 自動車保有の認否等については、ケース診断会議に諮る等、客観的、組織的な検討を行うこと。特に、処分指導の「保留」については、保護の開始に際し、概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる場合に限り認められる取扱いであることから、組織的に「保留」の要否を検討すること。

また、保有認否の根拠等についてはケース記録に明記すること。

- (2) 保有を認めた自動車についても、定期的に車検証等の保有要件の確認を行うこと。

4 査察指導機能の充実強化及び組織的運営管理体制の推進について

今回の監査の結果、上記1から3のほか、「収入申告書について、就労可能な者からの毎月の徴取がされていない事例」、「求職活動状況申告書を毎月提出させ、面談等を通じてその状況の把握や必要な助言指導を行う必要がある事例」等、適正な保護の決定実施のための基本的事項に課題が認められた。

また、査察指導業務の実施状況を確認したところ、「厚生労働省監査の結果を踏まえ、査察指導台帳に新たな項目が追加されたものの、その活用が十分にされていない

こと」が認められた。

については、次の点に留意のうえ、適正な保護決定実施のための具体的な改善策を講じること。

- (1) 査察指導員は、査察指導台帳及び各種補助簿を有効に活用し、現業事務の進行管理とともに、現業員に対する適時適切な指示を行い、併せてその内容について記録し、事後の措置状況の確認を確実に行うこと。
- (2) 所長等幹部職員は、今回の監査では是正改善が必要とされた課題及び問題点について、その要因分析及び改善のために、①査察指導員の現業員に対する指導状況及び現業員の現業事務実施状況等、実施機関全体の運営状況及び問題点について十分に把握・分析を行い、②問題点ごとに早急に改善すべきこと、中長期的に改善すべきことに分類し、③改善のために職階ごとの職責、役割分担を明確にした上で、組織的な運営管理による計画的な改善に向けた検討を行い、実行すること。

5 厚生労働省確認監査指摘事項の着実な改善について

今回の監査において、令和7年7月24日から25日に実施された厚生労働省確認監査での指摘について、改善状況を確認したところ、一部改善が不十分な事項が認められた。

不十分な事項については、別紙3及び別紙4のとおりであるため、速やかかつ着実に改善を図ること。

令和7年度_是正改善措置事項及び是正改善措置状況報告表（個別ケース）

提出日

No	福祉事務所	監査官	ケース番号	担当CW(現在)	種類別	世帯類型	新規継続	指摘項目	指摘事項	指摘区分	主眼着眼	是正改善措置状況		
												<選択>是正改善措置状況	是正改善措置内容	<日付入力>査察指導員記録等の確認
1	03桐生市	5竹内		酒井CW	4稼働年齢	その他	継続	1 援助方針	生活実態を把握の上、世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。また、策定した援助方針を踏まえ、明確な目的を持った訪問調査を計画に沿って実施し、必要な指導援助を行うこと。	○	4-6			
2	03桐生市	5竹内		酒井CW	4稼働年齢	その他	継続	3 資産	主の資産申告書の資産（自動車）について、保有の認否を検討すること。	○	15			
3	03桐生市	5竹内		酒井CW	4稼働年齢	その他	継続	8 保護の決定	家具什器費の設置費用について、真にやむをえないと実施機関が認めた場合しか特別基準としての認定はできないため、その検討状況をケース記録等に記録すること。	△	5-3			
4	03桐生市	3梅堀		小曽根CW	4稼働年齢	傷病	継続	3 資産	オートバイの保有状況を確認し、保有の認否を検討すること。なお、任意保険に加入していないオートバイの保有は認められないため、所要の措置を講ずること。	○	20-2			
5	03桐生市	3梅堀		小曽根CW	4稼働年齢	傷病	継続	7 収入認定	主について、就労可能なため、収入申告書を毎月徴取すること。	○	20-2			
6	03桐生市	3梅堀		小曽根CW	4稼働年齢	傷病	継続	10 指導指示等	主に対し、求職状況報告書等を毎月提出させ、面談等を通じてその状況の把握や必要な助言指導を行うこと。	○	20-5			
7	03桐生市	3梅堀		小曽根CW	4稼働年齢	傷病	継続	11 生活実態	計画に沿った訪問調査を確実に実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。	○	6-2			
8	03桐生市	2下田		早川CW	5その他	その他	継続	1 援助方針	世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	○	4-6			
9	03桐生市	2下田		早川CW	5その他	その他	継続	9 稼働能力等の把握	主は就労可能なため、求職活動報告書を毎月徴取すること。	○	20-5			
10	03桐生市	2下田		早川CW	5その他	その他	継続	10 指導指示等	主に対し、就労自立に向けた積極的な援助と効果的な指導を行うこと。指導に従わない場合は、法第27条に基づく指導指示を行う等具体的に指導・指示を行うこと。	○	20-5			

11	03桐生市	5竹内		権田CW				8 保護の決定	生活実態を把握の上、保護の要否を検討すること。	○	5-3			
12	03桐生市	3梅堀		権田CW	5その他	その他	継続	10 指導指示等	実家賃が住宅扶助基準額を上回っているため、世帯の状況を確認の上、転居指導を検討すること。	○	5-3			
13	03桐生市	2下田		岩田CW	4稼働年齢	その他	新規	3 資産	オートバイの保有状況を確認し、保有の認否を検討すること。 なお、任意保険に加入していないオートバイの保有は認められないため、所要の措置を講ずること。	○	20-2			
14	03桐生市	2下田		岩田CW	4稼働年齢	その他	新規	5 他法他施策	主の年金加入状況確認書を作成すること。	△	20-3			
15	03桐生市	2下田		田村CW	4稼働年齢	その他	継続	11 生活実態	計画に沿った訪問調査を確実に実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。	○	6-2			
16	03桐生市	2下田		荻野CW	4稼働年齢	その他	継続	1 援助方針	世帯の状況の変化に応じ（主が転居したことを踏まえ）、適時に援助方針を見直すこと。	○	4-6			
17	03桐生市	2下田		荻野CW	4稼働年齢	その他	継続	9 稼働能力等の把握	主について、求職活動状況申告書を毎月提出させ、面談等を通じてその状況の把握や必要な助言指導を行うこと。	○	20-5			
18	03桐生市	3梅堀		堀越CW	4稼働年齢	傷病	新規	1 援助方針	世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	○	4-6			
19	03桐生市	3梅堀		堀越CW	4稼働年齢	傷病	新規	7 収入認定	児童手当等の収入認定漏れを是正すること。	○	20-2			
20	03桐生市	3梅堀		堀越CW	4稼働年齢	傷病	新規	11 生活実態	計画に沿った訪問調査を確実に実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。	○	6-2			
21	03桐生市	3梅堀		堀越CW	4稼働年齢	傷病	新規	12 関係機関との連携	子の学校生活上の問題等について、学校等との連携を図り詳細を把握の上、必要な指導・援助を行うこと	○	20-5			

22	03桐生市	3梅堀		星野CW	3高齢者等	高齢	継続		指摘なし	-	-			
23	03桐生市	5竹内		堀越CW	4稼働年齢	その他	継続	11 生活実態	計画に沿った訪問調査を確実に実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。	○	6-2			

OR7厚労省確認監査 改善状況確認

令和7年度厚生労働省確認監査での指摘について、改善が不十分な事項が認められました。ついては、改善状況が「×」となっている事項について、「群馬県一般監査後の是正改善措置状況」の欄に、是正改善措置状況を記載のうえ、提出してください。

指摘事項	改善報告	群馬県一般監査で確認		群馬県一般監査後の 是正改善措置状況
		改善 状況	改善状況が×の場合 指摘事項	
就労支援相談員、保健師が配属されたが専門性を生かした業務の進行方法の検討が不十分	<ul style="list-style-type: none"> ○早期就労が見込める利用者への就労支援について <ul style="list-style-type: none"> ・開始時ケース診断会議において早期の就労が見込めると判断された利用者については、保護開始の面接時に就労支援相談員が同席の上、求職活動の伴走支援について説明することとした。(令和7年11月開始) ・求職活動報告書の徴取管理を就労支援員が行うこととし、その管理状況について担当ケースワーカー及び査察指導員と毎月共有することとした。(令和7年11月開始) ・概ね3か月ごとにケース診断会議(就労支援員参加)を開催し、求職活動の状況や本人の困りごと等を組織として把握することとした。(令和7年12月開始) 	×	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者を選定し、是正改善報告記載の取組(就労支援員による求職活動状況報告書の徴取管理、概ね3か月ごとのケース診断会議での求職活動状況の把握)を実施すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○健康管理支援について <ul style="list-style-type: none"> ・保健師のケースワーカーが年度内2~3件の利用者を選定し、ケースワークを通じて、集中した保健指導を実施することとした。(令和7年11月開始) ・医療担当の保健師が全体の進捗等を管理し、健診受診勧奨の実施内容を拡充したほか、適正受診・適正服薬推進のための保健指導やC型肝炎治療等を受けるケースへの服薬支援を実施することとした。(令和7年11月開始) ・健康づくり部門と連携し、管理栄養士が作成する安価で簡単な健康レシピや健康情報を利用者に提供するなど、健康リテラシー向上を目指した事業の開始、及び利用者やケースワーカーの求めに応じ、家庭訪問に保健師が同行して、「こころの健康相談」等の既存事業を活用した健康相談を行うための、体制整備を図ることとした。(令和7年12月開始) ・保健指導の対象とした利用者については、概ね3か月ごとにケース診断会議(医療担当保健師参加)を開催し、健康管理支援の取組みについての課題を共有することとした。(令和7年12月開始) ・健康管理支援の実施状況や個別の課題については、毎月実施している事務研究会のなかで係内の共有を図ることとした。(令和8年1月) 	○		
査察指導台帳は新たに整備しているが、求職活動状況申告書の徴取状況、申告書の1年以内の徴取、援助方針の見直し等についての管理が不十分	<ul style="list-style-type: none"> ・査察指導台帳に求職活動状況申告書の徴取状況、申告書の1年以内徴取のための前回徴収日、援助方針策定日と次回予定日、ケースワーカーに告知したことをチェックする欄を追加した。(令和7年12月開始) ・査察指導員は、毎月10日までに査察指導台帳を課長まで回覧することで査察指導業務の状況を報告することとした。(令和7年12月開始) 	×	<ul style="list-style-type: none"> 【査察指導体制・査察指導台帳の整備の状況】 ・是正改善報告に記載のチェック欄について、県監査時点では活用されていなかったため、今後活用すること。 ・査察指導台帳の課長までの回覧について、方法を検討のうえ、実施すること。 	
		○	<ul style="list-style-type: none"> 【援助方針の見直し】 県監査では年1回の援助方針変更は漏れが見られなかったものの、世帯の課題に応じた援助方針となっていない事例は散見されたため、引き続き改善に取り組むこと。 	
		×	<ul style="list-style-type: none"> 【収入申告書及び資産申告書の管理】 監査の結果、就労可能な者からの収入申告書・求職活動報告書の徴取について漏れが認められたため、引き続き改善に取り組むこと。 	
文書管理ボックスはあるが、管理方法が検討されていない	<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理方法の改善に向けて、月1回のシステム締め処理前に各ケースワーカーの事務進行度を査察指導員が申請受理簿等で確認、把握し、全体の進行処理状況と併せて、ケースワーカー間の業務配分を調整することとした。(令和7年10月開始) ・仕掛り文書は担当別の文書管理ボックスで管理し、担当以外でも確認・処理ができるようラベリングや保管場所の徹底を図り、組織全体の文書であることの認識を再確認した。(令和7年11月開始) ・係長は、文書管理ボックス内の仕掛り文書の状況を毎月システム締め処理前に確認し、事務処理漏れがないことを確認することとした。(令和7年11月開始) ・色別のファイルを活用するなど、利便や効率を高める方法について更に検討していく 	○	<ul style="list-style-type: none"> ボックス管理等改善はされているが、CW管理の部分でどうしても漏れが発生する恐れがあるため、今後CW以外の文書管理担当を設けるなど、検討されたい。 	

指摘事項	改善報告	群馬県一般監査で確認		群馬県一般監査後の 是正改善措置状況
		改善 状況	改善状況が×の場合 指摘事項	
面接を録音するようにしたが、録音を生かした状況確認の方法が確立されていない	<ul style="list-style-type: none"> ・保存した録音データから、月に2件を無作為に抽出、聴取し、対応状況が適切かどうか、課長、係長が確認することとした。(令和7年11月開始) ・指摘事項等気づいた点については、記録し事務研究会などで是正改善につなげていくこととした。(令和7年11月開始) 	○	個人情報の取扱い等から他部署での確認が困難で、担当課による確認を行っているとのこと。引き続き他部署の協力を得られるよう検討された。	-
ケース診断会議録の記載が不十分	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース診断会議の開催事由となる、その世帯や世帯員が抱える問題や課題のほか、課題解決に向けた助言やアプローチ方法など会議で発言された内容について、詳細に整理し記録するよう、ケースワーカーに徹底するとともに、ケース診断会議録票の様式を見直すこととした。(令和7年12月開始) 	○	-	-
自動車の認否について検討が不十分、ケース診断会議に諮る等組織的な検討が行われていない	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車保有ケースで処分保留としたものについて、台帳等管理簿に猶予期限や次のケース診断会議予定を明記し管理することとした。(令和7年12月開始) ・自動車の認否の検討資料として、車検証などの車両情報、加入する任意保険から補償内容、主な運転手の免許証の有効期限、自動車を保有する事由、自動車の維持費、ケース診断会議における認否、次回ケース診断会議予定時期などの情報を整理し、決定後のケースワーカーへの指導状況や処理状況も記載した個別の台帳を作成し、進捗管理することとした。(令和7年12月開始) ・自動車保有ケースで容認となったケースについても、年1回の初回定訪時において容認条件の変動を確認し、適宜見直しを検討することとした。(令和8年1月) ・処分対象となったケースでは、処分するに至った理由、通院移送費や公共交通機関等の代替移動手段を併せて説明し、処分を指導する。指導後の処分状況について、ケースワーカーが次回訪問時に確認を行い、処分が停滞しているケースについては、処分の妨げとなっている事由を聴取し、ケース診断会議を活用した処分指導方法の見直しなどを行い、組織的な判断を行った上で、適切な助言をすることとした。(令和8年1月) ・処分指導又は処分保留とした利用者については、概ね6か月ごとにケース診断会議を開催し、処分指導後の措置状況や保留要件の変動状況等を確認することとした。(令和8年1月) 	×	改善報告に記載の保有台帳が未作成であるため、保有台帳に記載する内容を精査の上、作成をされた。	

○ケース別問題点及び是正改善状況

厚生労働省監査において指摘された個別ケースについて、改善が不十分な事例が認められました。ついで、改善状況が「×」となっているケースについて、「是正改善措置状況(県監査後)」欄には是正改善措置状況を記載のうえ、提出してください。※改善状況が「△」のケースは、記載の必要はありませんが、是正改善を図ってください。

ケース番号	↓当初の厚労省指摘		↓当初の改善報告		↓厚労省から追加確認事項	↓厚生労働省確認監査後に国・県が確認した内容	↓確認監査後、桐生市から報告	↓○：改善済、△：口頭指摘、×：文書指摘		↓県監査後、桐生市から報告	
	問題点		是正改善措置状況		追加報告依頼事項	是正改善状況確認	是正改善措置状況(確認監査後)	県監査確認(R8.1.14~16)		是正改善措置状況(県監査後)	
	指摘内容	指摘番号						改善状況	改善できていない場合、指摘内容		
(暴力団関係ケース)											
	医師の診断等も参考に、客観的かつ総合的に判断して、世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1	主)は定期的に医療機関を受診しており、主治医への病状調査では軽労働可能との回答があった。しかし、主)の過去の経歴等を踏まえ、令和7年3月3日、稼働能力についてケース診断会議に諮った。その結果、稼働能力なしと判断したため、本世帯の援助方針は引き続き主治医の指示に従い療養専念するよう支援していくこととなった。				令和7年3月3日にケース診断会議に諮り、「是正改善措置状況」のとおり決定されていることを確認した。	主)は定期的に医療機関を受診しており、主治医への病状調査では軽労働可能との回答があった。しかし、主)の過去の経歴等を踏まえ、令和7年3月3日、稼働能力についてケース診断会議に諮った。その結果、稼働能力なしと判断したため、本世帯の援助方針は引き続き主治医の指示に従い療養専念するよう支援していくこととなった。	○	-	-
	収入申告書を少なくとも12か月ごとに徴取すること。	7-コ	5月26日、主)に電話連絡をし、収入及び資産申告を行うよう伝えたと、6月4日に提出された。		なぜ電話連絡が5/26になったのか。(監査は2月)		担当が今年度からであり、なぜ連絡が遅れたか詳細は不明であるが、年度末で業務多忙であったことが要因と思われるとのこと。	5月26日、主)に電話連絡をし、収入及び資産申告を行うよう伝えたと、6月4日に提出された。	○	-	-
(新規開始ケース)											
	主の資産申告書について、少なくとも12か月ごとに徴取すること。	3-ア	令和6年1月31日の保護申請受理時に資産申告を徴収した後、令和6年9月3日の主宅訪問時に当年度分として申告書を徴収しており、その旨ケース記録の記載がなされていることを確認した。				令和6年9月3日の訪問記録で資産申告書を受付した旨の記録を確認。現物もケース記録に綴られていることを確認。	令和6年1月31日の保護申請受理時に資産申告を徴収した後、令和6年9月3日の主宅訪問時に当年度分として申告書を徴収しており、その旨ケース記録の記載がなされていることを確認した。	×	令和7年度分の申告の記録等なし。 令和7年度分の申告書を徴取していない場合には徴取すること。	
	主の受診に関する支援方法をケース診断会議に諮る等により組織的に検討し、具体的な援助方針を策定すること。	1	令和7年2月27日、令和7年度本世帯の援助方針の策定を行い、健康の維持管理及び必要に応じた医療受診を行い、その結果により療養専念するか求職活動の指導を行うか判断していくこととなった。		受診しない状況について組織としてどう対応していくか(しないなら就労指導として対応するか、検診命令で対応するか)をケース診断会議に諮った上で決定し、それに基づいた指導を行っていきようといった指摘なので内容が不十分です。	ケース診断会議を実施し、組織的に方針を決定するよう助言。	主)に対し、医療機関への受診を促し続けていたところ、7月頃から通院を開始したため、病状調査を実施し、援助方針を以下の通り再度見直した。・病状調査の結果「治療しながら軽労働可能」との回答を得たため、就労可能と判断し、まずは今年度末を目途に独力で求職活動を行わせ、毎月求職活動報告書及び収入申告書を提出させ、助言指導していくこととする。	×	7月に体調不良で内科を受診しているため、求職活動報告書の提出を指導していない。療養なら、病状調査等を行い、療養と組織で決定するべきである。また、12月に病状調査を行い、就労可となっているが、求職活動報告書の提出にも至っておらず、福祉事務所としても指導等をしていない。 主の就労指導の可否、又は療養指導の要否を再度検討のうえ、必要な助言指導を行わたい。		
	主について、就労可能なため、収入申告書を毎月徴取すること。	7-コ	令和7年5月15日、主)に対し体調を考慮の上、求職活動状況・収入申告書を提出するよう指導したが、申告書の徴取はできていない。今後も提出が無い場合は、口頭指導を行うこととした。		方針が定まっていない状況で、口頭指導するのはいかがでしょうかと思います。	ケース診断会議での検討を踏まえ、「是正改善措置状況」の内容を修正するよう指示。今の方針が定まっていない状況で口頭指導厳しいのではないかと助言。	求職活動を行うよう指導していくこととしたため、毎月収入申告書についても毎月提出するよう指導していくこととした。	×		就労可と判断した場合には、毎月収入申告書を徴取すること。	
	主に対し、求職活動状況申告書を毎月提出させ、面談等を通じてその状況の把握や必要な助言指導を行うこと。	10-テ	令和7年5月15日、主)に対し体調を考慮の上、求職活動状況・収入申告書を毎月提出するよう指導したが、申告書の徴取はできていない。今後も提出が無い場合は、口頭指導を行うこととした。		方針が定まっていない状況で、口頭指導するのはいかがでしょうかと思います。	同上	求職活動を行うよう指導していくこととしたため、求職活動報告書についても毎月提出するよう指導していくこととした。	×		就労可と判断した場合には、毎月求職活動報告書を提出させること。	
	自動車保有の可否を再検討すること。	3-ア	令和7年5月29日、本世帯の処分保留となっている自動車保有の可否についてケース診断会議に諮り再検討を行ったところ、保護開始から一年以上経った現在も保護脱却の見込みが無いため処分指導していくこととした。		自動車保有台帳上、処分保留のままになっていますが、どのように指導しているのでしょうか。	令和7年5月29日にケース診断会議を実施し、処分指導を行うことを決定。主と関わりのある社協には処分指導となったことを伝えている。7月訪問の際に処分指導を行う予定。担当は台帳が保留のままであることは承知しておらず、これから見直すとのこと。	自動車保有台帳は処分指導に訂正済み。また、主)に対し、8月29日定期訪問時に自動車処分を行うよう指導した。	○	-	-	
	世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1	令和7年5月15日、本世帯の援助方針の策定を以下のとおり見直した。 ・本世帯は母子世帯であり、次女)が幼児、主)は精神面での体調不良を訴えているため、月1回の保健師訪問による体調確認及び訪問看護・ヘルパー利用の検討・孤立防止の支援をしていく ・主)は病状調査の結果、就労の見込みが立たないとの回答を得ているが、就労意欲があるため、主治医と連携しながら二女)の通園状況に応じた就労支援を行っていく		二女の援助方針はどうなったのでしょうか。	援助方針の見直しは行われていたが、二女に対する援助方針が策定されていない。策定のうえ、「是正改善措置状況」を修正するよう指示。	二女)に対する援助方針について、下記のとおり策定した。 ・二女)は、主)の病状やこれまでの経緯から、ネグレクトや虐待のリスクがあるため、子育て相談課や保育園と連携し、こまめに情報共有を行い、健全育成できる環境を整えられるよう支援していく。	○	-	-	

○ケース別問題点及び是正改善状況

厚生労働省監査において指摘された個別ケースについて、改善が不十分な事例が認められました。ついでに、改善状況が「×」となっているケースについて、「是正改善措置状況(県監査後)」欄には是正改善措置状況を記載のうえ、提出してください。※改善状況が「△」のケースは、記載の必要はありませんが、是正改善を図ってください。

ケース番号	↓当初の厚労省指摘		↓当初の改善報告		↓厚労省から追加確認事項		↓厚生労働省確認監査後に国・県が確認した内容		↓確認監査後、桐生市から報告		↓○：改善済、△：口頭指摘、×：文書指摘		↓県監査後、桐生市から報告	
	問題点	指摘内容	指摘番号	是正改善措置状況	追加報告依頼事項	是正改善状況確認	是正改善措置状況(確認監査後)	改善状況	改善できていない場合、指摘内容	是正改善措置状況(県監査後)	改善状況	改善できていない場合、指摘内容	是正改善措置状況(県監査後)	
	管内に居住する二女の父について、その職業、収入等を主その他から聴取する方法により、扶養の可能性を調査すること。その結果、扶養義務履行が期待できると判断された場合で、直接照会することが適当な場合は、実地により扶養能力調査を行うこと。		4	令和7年4月2日、主)に対し、面談で次女の父)の所在を確認したところ、以下のとおりであった。 ・住所は主)の居住地にあり、戸籍等で調査できない ・主)からLINEや電話で連絡を取っているが、繋がらない。主)は夫(次女の父)と繋がりがなく、連絡を取る手段がない。 その後、福祉事務所で次女の父)の住所が変わっていないことを確認。現状では連絡が取れないものの、扶養義務履行が期待できない者と判断できないため、今後も引き続き機会を捉え、状況の把握に努めていく。	・離婚手続きはどうなっているのでしょうか。 ・夫について課税調査を行っているのでしょうか。 ・搜索願は出しているのでしょうか。	・離婚手続き 弁護士に相談しているが、元夫の居場所がわからないため、手続きが進んでいない。 ・搜索願 出していない。主がDVの加害者であり、主にとって不利になるため搜索願は出さないと恐われるとのこと。 ・元夫の課税調査について 課税調査は実施していないかった。子から見て元夫は生活保持義務関係のみにあり、重点的扶養義務者に該当するため、課税調査を実施することを助言。このことを踏まえて「是正改善措置状況」を修正するよう指示。	・離婚手続きについて、主)は弁護士に相談しているが、元夫の居場所がわからないため、手続きが進んでいない。 ・搜索願 出していない。主がDVの加害者であり、主にとって不利になるため搜索願は出さないと恐われるとのこと。 ・元夫)の課税調査について、本市に住民登録があるため、本市税務課にて調査を行ったところ、未申告状態であるとの回答を得た。	△	課税調査を実施したことについて、記録に残すこと。	—				
	母子加算の誤認定を是正すること。		6-ク	保護申請時の主)への聞き取りにより、夫が令和6年5月頃に失踪したことは分かっていたが、周7-2コ(イ)コ(イ)の部分を見落としており、誤って母子加算を認定していたため、1年経過するまでの間である令和6年6月から令和7年5月の母子加算を削除することとした。また、差額分の返還を検討するため、本世帯の状況を確認したところやむを得ない事由があると判断したことから法第80条を適用し免除することとした。	・障害年金受給中なので児童扶養手当は対象外と思われるが、基本的に遺棄の考え方は児童扶養手当と一緒にせず。この状況で担当部署が遺棄と判断するのかわ確認してみてください(少なくとも搜索願が出されていなければいいのではないかとと思われる)。	母子加算の計上可否を再検討するよう助言。(搜索願も出していない中で行方不明といえるか、元夫が子を遺棄しているといえるか。(児童扶養手当の遺棄と同じ考え方))	児童扶養手当の担当部署に確認したところ、本世帯の状況では児童扶養手当の要件には当てはまらない(失窃扱いにはならない)ので対象とはならないとの回答を得た。それを踏まえ母子加算の認定について再検討した結果、搜索願が出されておらず、行方不明の扱いには出来ないことと判断し、令和7年6月からの母子加算を削除することとした。	△	児童扶養手当について、担当部署に確認した結果をケース記録に記載すること。					
	世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。		1	令和7年3月10日、本世帯の令和7年度援助方針の策定を行い、健康維持管理と継続した医療受診の指導、主)及び妻)は外来病状調査の結果にて就労可能との回答を得ているため、求職活動及び求職活動報告書の提出を促していくこととなった。		令和7年3月10日付けで援助方針が見直されていることが判明したため、援助方針の見直しを行った。ただし、内容が具体的ではなく、再検討を助言。	5月21日、妻)が妊娠していることが判明したため、援助方針の見直しを行った。 ・主)は、就労意欲が低く求職活動報告書の提出もない状況で、面接にすら至っていない。よって、就労支援員との求職活動やハローワークへの同行支援などを提案し、早期稼働開始に向けて支援していく。 ・妻)は、妊娠が発覚したため、求職活動の指導はせず、医師の指示に従い定期健診等は必ず受診するよう促す。また、妻)は、療育手帳B2を所有しているため、子育て相談課や医療機関と連携しながら問題なく出産できるよう支援していく。 ・長女)、二女)に対し、子育て相談課や保育園と連携しながら、健全育成できる環境を整えられるよう支援していく。	×	出産して状況が変わっているため、再度援助方針を見直すこと。					
	保有が容認されている自動車について、その使用目的及び維持費の捻出方法を把握の上、保有の可否を再検討すること。		3-ア	5月21日、保有容認している自動車についての可否をケース診断会議に諮り、その結果、保護開始から一年以上経った現在も保護脱却の見込みが無いため処分指導していくこととした。		5月21日にケース診断会議に諮り、「是正改善措置状況」のとおり決定していることは確認できたが、最初に処分価値が低いから処分指導はしないと言っていたケースにも関わらず、ケース診断会議では開始時から処分保留をしていたことになっており、自立の見込みがないため処分指導とすることを決定していた。今はしっかりと整理するよう助言。	5月21日、保有容認している自動車についての可否をケース診断会議に諮り、その結果、保護開始から一年以上経った現在も保護脱却の見込みが無いため処分指導していくこととした。	○	—					
	主の精神通院医療について、障害者総合支援法第58条の適用申請を検討すること。		5-ウ	5月21日の来所時より定期通院を促しており、通院ができ次第医師の判断を仰ぎ、障害者総合支援法第58条の適用申請を検討する。		5月21日の来所記録には通院を促している記録はなく、6月10日の記録で「5月21日に通院を促した」と記録があるのみ。本来は指導した日の記録に記載すべきであると助言。	5月21日の来所時より定期通院を促しており、通院ができ次第医師の判断を仰ぎ、障害者総合支援法第58条の適用申請を検討する。	△	—					
	妻について、就労可能なため、収入申告書を毎月徴取すること。		7-コ	5月21日の来所時、妻)に対し、収入申告を必ずするよう促したが、未だ提出はない。今後も提出が無い場合は、口頭指導を行うこととした。		妻が妊娠をしたことを受け、5月21日に援助方針で就労不可としている。そのため5月21日以降は毎月の提出は必須ではないため、その旨「是正改善措置状況」に追記するよう指示。	妻)が妊娠したことが判明したため、5月21日に援助方針を見直し、療養専念するよう促していくこととし、求職活動報告書の提出は求めないこととした。	○	—					
	妻に対し、求職活動状況申告書を毎月提出させ、面談等を通じてその状況の把握や必要な助言指導を行うこと。		10-テ	5月21日の来所時、妻)に対し、就職及び求職活動報告書を毎月提出するよう促したが、未だ提出はない。今後も提出が無い場合は、口頭指導を行うこととした。		同上	妻)が妊娠したことが判明したため、5月21日に援助方針を見直し、療養専念するよう促していくこととし、求職活動報告書の提出は求めないこととした。	○	—					
	主の就職見通しが無くなったことを踏まえ、適時に援助方針の見直しを行うこと。		1	令和7年2月21日、本世帯の令和7年度援助方針の見直しを行い、病状調査の結果就労不可との判断をし、自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳取得の支援及び精神科専門医への受診を助言していくこととなった。		令和7年2月21日付けで「是正改善措置状況」に記載のとおり援助方針が見直されていることを確認した。	令和7年2月21日、本世帯の令和7年度援助方針の見直しを行い、病状調査の結果就労不可との判断をし、自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳取得の支援及び精神科専門医への受診を助言していくこととなった。	△	8月訪問時に受診をするよう案内しているが、受診した記録なく、8月以降の受診の助言が記録上なし。必要な記録を行うこと。また、現在も受診しておらず、8月以降助言をしていないのであれば、必要な助言を行うこと。					

○ケース別問題点及び是正改善状況

厚生労働省監査において指摘された個別ケースについて、改善が不十分な事例が認められました。ついでに、改善状況が「×」となっているケースについて、「是正改善措置状況(県監査後)」欄に是正改善措置状況を記載のうえ、提出してください。※改善状況が「△」のケースは、記載の必要はありませんが、是正改善を図ってください。

↓当初の厚労省指摘		↓当初の改善報告		↓厚労省から追加確認事項		↓厚生労働省確認監査後に国・県が確認した内容		↓確認監査後、桐生市から報告		↓○：改善済、△：口頭指摘、×：文書指摘		↓県監査後、桐生市から報告	
ケース番号	問題点		指摘番号	是正改善措置状況	追加報告依頼事項	是正改善状況確認	是正改善措置状況(確認監査後)	県監査確認 (R8.1.14~16)		是正改善措置状況(県監査後)			
	指摘内容	指摘内容						改善状況	改善できていない場合、指摘内容				
	主について、就労可能なため、収入申告書を毎月徴取すること。	7-コ	5月8日、令和7年2月、3月分が未提出だったため、(主)に対し収入申告書の提出するように伝えたが、未だ提出はない。今後も提出が無い場合は、口頭指導を行うこととした。	2月に就労不可と判断したのであれば、毎月の申告は不要ですが、どのように判断して口頭指導まで検討しているのでしょうか。	担当者が2月に就労不可と判断していたことを把握できていなかった。「是正改善措置状況」の内容を修正するよう指示。	令和7年2月21日、本世帯の援助方針の見直しを行い、病状調査の結果就労不可との判断をしたため、求職活動報告書の提出は求めないこととした。	○	-	-				
	主に対し、求職活動状況申告書を毎月提出させ、面談等を通じてその状況の把握や必要な助言指導を行うこと。	10-テ	5月8日、令和7年2月、3月分が未提出だったため、(主)に対し求職活動報告書の提出するように伝えたが、未だ提出はない。今後も提出が無い場合は、口頭指導を行うこととした。	2月に就労不可と判断したのであれば、求職活動状況申告書は不要ですが、どのように判断して口頭指導まで検討しているのでしょうか。	同上	令和7年2月21日、本世帯の援助方針の見直しを行い、病状調査の結果就労不可との判断をしたため、求職活動報告書の提出は求めないこととした。	○	-	-				
(高齢者等多様なニーズを有するケース)													
	主の障害者加算の誤認定を是正すること。	6-ク	障害基礎年金の受給権は有しているが、令和4年4月8日、主治医に意見を聞いたところ、(主)の症状が障害基礎年金2級相当ではないことを確認したため、障害者加算非該当であると判断し、障害者加算を削除した。また、差額分の返還を検討するため、本世帯の状況を確認したところやむを得ない事由があると判断したことから法第80条を適用し免除することとした。	R4で間違いないでしょうか。実際はいつ付けで障害者加算を削除したのでしょうか。3か月以上の遡及はできず、その部分は63条返還を求めるか否かになるはずですが。	R7.6.1から加算を削除し、返還金は80条で免除という扱いをしていた。本来は認定が誤っていた時点から削除し、3箇月以上前の分は63条返還を検討する必要があることを助言。	障害基礎年金の受給権は有しているが、令和4年4月8日、主治医に意見を聞いたところ、(主)の症状が障害基礎年金2級相当ではないことを確認したため、障害者加算非該当であると判断し、障害者加算を削除した。また、差額分の返還を検討するため、本世帯の状況を確認したところやむを得ない事由があると判断したことから法第80条を適用し免除することとした。	○	-	-				
(稼働年齢層の者のいるケース)													
	主の精神障害者保健福祉手帳の取得について検討すること。	5-エ	令和7年4月9日に主が来所したため口頭で確認を行った。手帳を取得することで保護費の加算があることや、障害福祉サービスを受けられる説明を行ったが、主より手帳取得は希望しないとの回答であった。今後も引き続き、手帳の取得について理解が得られるよう説明していく。		4月9日の記録に福祉手帳について説明を行った記載がなく、5月15日の記録で「4月9日に口頭確認を行った」とあるのみであった。本来は口頭確認を行った日の記録に記載すべきと助言。	令和7年4月9日に主が来所したため口頭で確認を行った。手帳を取得することで保護費の加算があることや、障害福祉サービスを受けられる説明を行ったが、主より手帳取得は希望しないとの回答であった。今後も引き続き、手帳の取得について理解が得られるよう説明していく。	○	-	-				
	年に1回以上は援助方針の見直しを行うこと。	1	令和7年5月9日、令和7年度援助方針の見直しを行い、(主)は心気障害のため就労することが困難であり、稼働能力は無いと判断し、引き続き主治医の指示に従って通院するよう助言していくこととなった。		令和7年1月9日に援助方針の見直しが行われていることを確認した。	令和7年5月9日、令和7年度援助方針の見直しを行い、(主)は心気障害のため就労することが困難であり、稼働能力は無いと判断し、引き続き主治医の指示に従って通院するよう助言していくこととなった。	○	-	-				
	主の次女及び三女について、その職業、収入等を主その他から聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。その結果、扶養義務履行が期待できると判断された場合で、直接照会することが適当な場合は、重点的扶養能力調査対象者として扶養能力調査を行うこと。	4	4月21日、(主)宅訪問時に(主)へ(次女)及び(三女)の状況を聞き取りを行った。(次女)とはメール等で連絡を取り合っているが、仕事はしておらず障害年金で生活をしているとのこと。また、(三女)とは過去の確執から交流を拒否されており十年以上連絡はとっていないとの話があった。以上により、(次女)、(三女)については扶養義務の履行は期待できない者と判断し、扶養照会を行わないものと判断した。		令和7年5月9日の記録より、4月21日に主への聞き取りによる扶養の可能性調査が実施され、その結果扶養能力調査を行わないものと判断していることが確認できた。4月21日の記録にも可能性調査を実施したことが記載されており、問題なし。	4月21日、(主)宅訪問時に(主)へ(次女)及び(三女)の状況を聞き取りを行った。(次女)とはメール等で連絡を取り合っているが、仕事はしておらず障害年金で生活をしているとのこと。また、(三女)とは過去の確執から交流を拒否されており十年以上連絡はとっていないとの話があった。以上により、(次女)、(三女)については扶養義務の履行は期待できない者と判断し、扶養照会を行わないものと判断した。	○	-	-				
	計画に沿った訪問調査を確実に実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。	11	監査以降は、令和7年4月に計画していた訪問を計画通り実施した。	指摘は「生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと」です。指導援助内容を記載してください。	厚労省監査のあった2月以降、訪問計画通りに訪問ができていたことを確認したが、指導援助の記載がないため、「是正改善措置状況」に追記するよう指示。	令和7年4月に計画していた訪問を計画通り実施し、(主)に対し、現在通院している医療機関への通院を継続し、療養専念するよう指導した。	○	-	-				

○ケース別問題点及び是正改善状況

厚生労働省監査において指摘された個別ケースについて、改善が不十分な事例が認められました。ついでに、改善状況が「×」となっているケースについて、「是正改善措置状況(県監査後)」欄に是正改善措置状況を記載のうえ、提出してください。
※改善状況が「△」のケースは、記載の必要はありませんが、是正改善を図ってください。

↓当初の厚労省指摘			↓当初の改善報告		↓厚労省から追加確認事項	↓厚生労働省確認監査後に国・県が確認した内容	↓確認監査後、桐生市から報告	↓○：改善済、△：口頭指摘、×：文書指摘		↓県監査後、桐生市から報告
ケース番号	問題点		指摘番号	是正改善措置状況	追加報告依頼事項	是正改善状況確認	是正改善措置状況(確認監査後)	県監査確認(R8.1.14~16)		是正改善措置状況(県監査後)
	指摘内容	指摘内容						改善状況	改善できていない場合、指摘内容	
	主の障害者加算の誤認定を是正すること。		6-ク	主)の納付要件を確認したところ、納付要件を満たしていないことが確認されたため、「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の程度判定について(平成7年9月27日社保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知)」2障害年金の受給権を有する者以外の場合に基づき、加算認定を継続することとした。		担当者からのヒアリングにて桐生市の年金担当課に照会し、納付要件の確認を行ったことを確認した。記録には「納付要件を満たしていないことを確認した」との記載のみであったため、どのように確認したかも記録するよう助言した。	本市市民課を通じ、桐生年金事務所(主)の納付要件を確認したところ、納付要件を満たしていないことが確認されたため、「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の程度判定について(平成7年9月27日社保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知)」2障害年金の受給権を有する者以外の場合に基づき、加算認定を継続することとした。	○	-	-
	主について、局第4に基づき、年齢、資格、生活歴、職歴及び地域の求人状況等により、稼働能力の活用状況について評価し、増収指導の可否を検討すること。		9-セ	令和7年5月8日、主治医の意見等を参考にケース診断会議に語った結果、増収が見込める就労先を新たに探すよう指導を行うこととし、援助方針の見直しを行った。5月23日、主)に対し、福祉事務所として検討をした結果、増収が見込める就労先を新たに探すよう指導していくこととなった旨説明を行った。		是正改善措置状況に記載のとおり、ケース診断会議を実施し、医師の意見を参考に転職を検討するよう、指導していた。問題なし。	令和7年5月8日、主治医の意見等を参考にケース診断会議に語った結果、増収が見込める就労先を新たに探すよう指導を行うこととし、援助方針の見直しを行った。5月23日、主)に対し、福祉事務所として検討をした結果、増収が見込める就労先を新たに探すよう指導していくこととなった旨説明を行った。	○	-	-
	障害福祉サービスの利用状況を踏まえ、適時に援助方針の見直しを行うこと。		1	令和7年3月18日、本世帯の令和7年度援助方針を以下のとおり見直した。 ・躁うつ病の治療については、自立支援医療を活用しながら医師の指示に従い療養専念するよう支援する。また、子宮頸がん術後経過を観察するため、医師の指示に従った通院を継続し、状態を確認するよう助言する。 ・障害サービスを利用し、安定した生活を送るよう助言する。		是正改善措置状況に記載のとおり、援助方針を見直していた。問題なし。	令和7年3月18日、本世帯の令和7年度援助方針を以下のとおり見直した。 ・躁うつ病の治療については、自立支援医療を活用しながら医師の指示に従い療養専念するよう支援する。また、子宮頸がん術後経過を観察するため、医師の指示に従った通院を継続し、状態を確認するよう助言する。 ・障害サービスを利用し、安定した生活を送るよう助言する。	○	-	-
	世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。		1	令和7年3月28日、本世帯の令和7年度援助方針を以下のとおり見直した。 ・長男)の健全育成及び学業に専念できる環境を整えるよう促す ・妹1)、妹2)、弟)、母)は定期的に受診している医療機関は無く、就労可能と判断しているため、体調に留意し、早期就労できるよう就労支援を行う ・主)に対し、収入増に向けた支援をしていく		是正改善措置状況に記載のとおり、援助方針を見直しているが、具体的な就労支援を行っていない。	妹1)、妹2)、弟)、母)はそれぞれ独自に求職活動を行ってきたが、ほとんど面接に結びついていない状況のため、就労支援員の活用を助言したり、ハローワークへの同行支援等の提案をし早期就労に向けて支援していくこととした。	×	妹2)、弟)、母)と面接ができておらず、是正改善報告に記載された就労支援が行われていない。必要な支援を行うこと。	
	主、妹、弟、母について、就労可能なため、収入申告書を毎月徴取すること。		7-コ	4月21日、主)に架電し、主、妹、弟、母に対し、収入申告書を必ず毎月提出するよう話をした。今後も提出が無い場合は、口頭指導を行うこととした。		是正改善措置状況に記載のとおり、主に架電していたが、収入申告書の提出を促した記録がなかった。また、一度も提出がない状況である。5/27に口頭指導を行った。(法に基づかないケースワークの範囲内)	8/19に再度ケースワークの範囲での口頭指導を行ったが未だ提出がないため、12月中に提出がない場合は法第27条に基づく口頭指導を行うことを検討することとした。	×	主からは8月19日に収入申告書を徴取しているがその後徴取できていないので、毎月徴取を行うこと。また、主以外の稼働年齢層の世帯員について、収入申告書を徴取できていないので、世帯員についても毎月徴取を行うこと。また、求職活動報告書についても、併せて毎月徴取すること。(就労中の主を除く)	

○ケース別問題点及び是正改善状況

厚生労働省監査において指摘された個別ケースについて、改善が不十分な事例が認められました。ついでに、改善状況が「×」となっているケースについて、「是正改善措置状況(県監査後)」欄には是正改善措置状況を記載のうえ、提出してください。
 ※改善状況が「△」のケースは、記載の必要はありませんが、是正改善を図ってください。

ケース番号	↓当初の厚労省指摘		↓当初の改善報告		↓厚労省から追加確認事項		↓厚生労働省確認監査後に国・県が確認した内容		↓確認監査後、桐生市から報告		↓○：改善済、△：口頭指摘、×：文書指摘		↓県監査後、桐生市から報告	
	問題点	指摘内容	指摘番号	是正改善措置状況	追加報告依頼事項	是正改善状況確認	是正改善措置状況(確認監査後)	改善状況	改善できていない場合、指摘内容	是正改善措置状況(県監査後)				
		世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1	5月22日、令和7年度援助方針について、世帯員ごとに具体的な援助方針の見直しを以下のとおり行った。 ・主)は非定型精神病を患っているため、医師の指示に従い療養専念するよう促す。 ・父)は在宅酸素療法を行っているが、ADL低下に伴い施設入所等を検討するよう助言する。 ・母)は認知症を患っているため、病院職員等と連携し施設入所等を検討するよう助言する。		是正改善措置状況に記載のとおり、援助方針を見直していた。問題なし。	5月22日、令和7年度援助方針について、世帯員ごとに具体的な援助方針の見直しを以下のとおり行った。 ・主)は非定型精神病を患っているため、医師の指示に従い療養専念するよう促す。 ・父)は在宅酸素療法を行っているが、ADL低下に伴い施設入所等を検討するよう助言する。 ・母)は認知症を患っているため、病院職員等と連携し施設入所等を検討するよう助言する。	○	-	-				
		世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1	5月22日、令和7年度援助方針について、具体的な援助方針の見直しを以下のとおり行った。 ・主)に対し、医師の指示に従った療養に努めることができるよう支援する。 ・主)の身体状況に応じた介護サービスを利用できるよう支援する。 ・弟)に対し、就労に結びつく求職活動をするよう指導する。		是正改善措置状況に記載のとおり、援助方針を見直していた。問題なし。	5月22日、令和7年度援助方針について、具体的な援助方針の見直しを以下のとおり行った。 ・主)に対し、医師の指示に従った療養に努めることができるよう支援する。 ・主)の身体状況に応じた介護サービスを利用できるよう支援する。 ・弟)に対し、就労に結びつく求職活動をするよう指導する。	○	-	-				
		弟について、就労可能なため、収入申告書を毎月徴取すること。	7-コ	4月23日、訪問時弟)に対し、毎月収入申告書を提出するよう伝えたと、5月13日に4月分まで提出された。		是正改善措置状況に記載のとおり、収入申告書を毎月徴取していた。問題なし。	4月23日、訪問時弟)に対し、毎月収入申告書を提出するよう伝えたと、5月13日に4月分まで提出された。	○	-	-				
		弟に対し、求職活動状況申告書を毎月提出させ、面談等を通じてその状況の把握や必要な助言指導を行うこと。	10-テ	4月23日、訪問時弟)に対し、毎月求職活動報告書を提出するよう伝えたと、5月13日に4月分まで提出された。その際、求職活動の内容についてインターネットでの検索や求人誌での職探しを行っていたため、ハローワーク等も活用するよう話し、不安であればCWが同行することも可能である旨を弟)に伝えた。		是正改善措置状況に記載のとおり、求職活動状況報告が提出されていたが、HW同行の案内をしたのであれば、その内容をケース記録へ記載してください。	4月23日、訪問時弟)に対し、毎月求職活動報告書を提出するよう伝えたと、5月13日に4月分まで提出された。その際、求職活動の内容についてインターネットでの検索や求人誌での職探しを行っていたため、ハローワーク等も活用するよう話し、不安であればCWが同行することも可能である旨を弟)に伝えた。	○	-	-				
		訪問基準に即した年間訪問計画を策定し、計画に沿った訪問調査を実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。	11	令和7年度については、訪問基準に即した年間訪問計画の策定をしたうえで計画通りに訪問を実施した。	指摘は「生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと」です。いつ訪問し、何を指導援助したのか記載してください。	未改善、指導援助内容を記載するようCWに修正指示を行った。	訪問基準に即した年間訪問計画の策定をしたうえで4月23日、計画通りに訪問を実施し、主)、妹)に対し、現在通院している家用機関への通院を継続し、療養専念するよう指導をした。また、弟)に対し、引き続き求職活動を行うよう話し、ハローワーク等も活用するよう助言し、不安であればCWが同行することも可能である旨を弟)に伝えた。	△	ケース記録では是正改善報告中の「ハローワーク等へも可能である旨」(下線部)について記載がない。助言した内容は記録に残すこと。	-				
		世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1	5月15日、令和7年度援助方針について、具体的な援助方針の見直しを以下のとおり行った。 ・主)は、定期的に通院している医療機関は無いため就労可能と判断し、早期就労に向けて求職活動の支援を行い、求職活動報告書を毎月欠かさず提出するよう促していく。		援助方針をより具体的に記載されたい。	主)は、定期的に通院している医療機関は無いため就労可能と判断し、求職活動を行うよう指導。主)は現在、自身で求職活動を行っているが、活動内容が基本的に就職情報誌の閲覧のみであり、面接にすら至っていない状況である。よって、就労支援員との求職活動やハローワークへの同行支援などを提案し、早期稼働開始に向けて支援していく。	△	ケース記録に援助方針を再度変更したことについて記録すること。	-				

○ケース別問題点及び是正改善状況

厚生労働省監査において指摘された個別ケースについて、改善が不十分な事例が認められました。ついでに、改善状況が「×」となっているケースについて、「是正改善措置状況(県監査後)」欄には是正改善措置状況を記載のうえ、提出してください。※改善状況が「△」のケースは、記載の必要はありませんが、是正改善を図ってください。

ケース番号	↓当初の厚労省指摘		↓当初の改善報告		↓厚労省から追加確認事項		↓厚生労働省確認監査後に国・県が確認した内容		↓確認監査後、桐生市から報告		↓○：改善済、△：口頭指摘、×：文書指摘		↓県監査後、桐生市から報告	
	問題点	指摘内容	指摘番号	是正改善措置状況	追加報告依頼事項	是正改善状況確認	是正改善措置状況(確認監査後)	改善状況	改善できていない場合、指摘内容	是正改善措置状況(県監査後)	改善状況	改善できていない場合、指摘内容	是正改善措置状況(県監査後)	
	主について、就労可能なため、収入申告書を毎月徴取すること。	7-コ	5月9日、主)に架電し、未提出分の求職活動状況・収入申告書を提出するように伝えたところ、5月15日に当該書類について4月分まで提出された。今後は毎月提出するよう指導した。			是正改善措置状況に記載のとおり、収入申告書を毎月徴取していた。問題なし。	5月9日、主)に架電し、未提出分の求職活動状況・収入申告書を提出するように伝えたところ、5月15日に当該書類について4月分まで提出された。今後は毎月提出するよう指導した。	○	-	-				
	計画に沿った訪問調査を確実に実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。	11	監査以降は、令和7年4月に計画していた訪問を計画通り実施した。			訪問は原則被保護者の居住地で行うため、来所や電話では訪問実績として計上できない。	各CWiに、今後訪問調査は利用者の居住地で行い、来所や電話では訪問実績として計上できないことを業務中に口頭にて周知した。	○	-	-				
	生活実態を把握の上、保護の要否を検討すること。	8	4月2日、ケース診断会議に諮り要否判定を行った結果、就労収入増加によりR7.4.1付で保護廃止とした。			是正改善措置状況に記載のとおり、収入状況を確認し、要否判定を行い、保護廃止としていた。問題なし。	4月2日、ケース診断会議に諮り要否判定を行った結果、就労収入増加によりR7.4.1付で保護廃止とした。	○	-	-				
	主が退院し、作業所に通所し始めたことを踏まえ、適時に援助方針の見直しを行うこと。	1	5月22日、令和7年度援助方針について、援助方針の見直しを以下のとおり行った。 ・主)は残遺性精神性障害のため引き続き治療が必要な状態であることから、医師の指示に従い療養専念するよう促す。 ・就労継続支援B型作業所での就労については、体調に同じ無理のない範囲で行うよう助言する。			是正改善措置状況に記載のとおり、援助方針を見直していた。問題なし。	5月22日、令和7年度援助方針について、援助方針の見直しを以下のとおり行った。 ・主)は残遺性精神性障害のため引き続き治療が必要な状態であることから、医師の指示に従い療養専念するよう促す。 ・就労継続支援B型作業所での就労については、体調に同じ無理のない範囲で行うよう助言する。	○	-	-				
(その他のケース)														
	主が病識なく受診せず、長男がヤングケアラー化しているという課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1	5月9日、令和7年度援助方針について、援助方針の見直しを以下のとおり行った。 ・長男)が主)の精神的なフォローや二男)及び三男)の世話をしている現状から、主)に医療受診を促し、服薬による病状安定や障害福祉サービスに繋げる等、長男)の負担軽減を図る。 ・長男)、次男)、三男)が勉学に励み規則正しい生活や健康管理ができるよう支援する。			是正改善措置状況に記載のとおり、長男に関する援助方針の見直しが行われている。	5月9日、令和7年度援助方針について、援助方針の見直しを以下のとおり行った。 ・長男)が主)の精神的なフォローや二男)及び三男)の世話をしている現状から、主)に医療受診を促し、服薬による病状安定や障害福祉サービスに繋げる等、長男)の負担軽減を図る。 ・長男)、次男)、三男)が勉学に励み規則正しい生活や健康管理ができるよう支援する。	○	-	-				
	主に対し、児童扶養手当の申請を指導すること。	5-エ	4月24日、主)に対し児童扶養手当の申請について説明し、手続きするよう指導した。その後、主)及び子育て相談課より亡夫)の遺族年金が受給できる可能性があるため、まずは児童扶養手当ではなく遺族年金が受給できるかの相談をするよう話があったため、年金事務所で遺族年金受給のための手続き等の相談を行うこととなった。			是正改善措置状況に記載のとおり、市の関係課と情報共有しながら、遺族年金の受給に向けた手続を進めている。(遺族年金が受給できる場合は、児扶手当は受給できない可能性が高いため。)	4月24日、主)に対し児童扶養手当の申請について説明し、手続きするよう指導した。その後、主)及び子育て相談課より亡夫)の遺族年金が受給できる可能性があるため、まずは児童扶養手当ではなく遺族年金が受給できるかの相談をするよう話があったため、年金事務所で遺族年金受給のための手続き等の相談を行うこととなった。	○	-	-				
	長男の生業扶助(高等学校等就学費等)について、挙証資料を徴取の上、所要の措置を講ずること。	6-ケ	R6.4月～R6.6月分の高等学校等就学費の基本額について、R6.6月の時点で認定漏れが発覚したため、R6.7月分の扶助費にて4,5,6,7月分をまとめて支給した。それ以降、認定漏れはない。			是正改善措置状況に記載のとおり、R6、7月に一時扶助として支給されていることを確認した。問題なし。	R6.4月～R6.6月分の高等学校等就学費の基本額について、R6.6月の時点で認定漏れが発覚したため、R6.7月分の扶助費にて4,5,6,7月分をまとめて支給した。それ以降、認定漏れはない。	○	-	-				
	訪問基準に即した年間訪問計画を策定し、計画に沿った訪問調査を実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。	11	訪問基準に即し、3箇月ごとに年間訪問計画を策定し、現時点で令和7年4月に計画していた訪問を計画通り実施した。		指摘は「生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと」です。指導援助内容を記載してください。	未改善、指導援助内容を記載するよう、CWiに修正指示を行った。	令和7年4月に計画していた訪問を計画通り実施。長男)が主)の精神的なフォローや二男)及び三男)の世話をしている状況が窺えたことから、長男)の負担を軽減するため、主)に対し、服薬による病状安定や障害サービス等に繋げる目的で、医療受診を行うよう話をした。	○	-	-				